## 公立小中学校における指導体制の強化充実を求める意見書

これまでの日本の学校教育は、教員が教科指導、生徒指導、部活動等を一体的に 行い、一定の成果を上げてきた。

しかし、グローバル化の進展や人工知能の進化など社会の加速的な変化への対応が求められる今、子どもたちには、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していく力が必要となっている。根拠や理由を示しながら自身の考えを述べる力、自己肯定感や主体的に学習に取り組む態度、他者と協働し新たな価値を生み出していく力、社会参画意識の向上など、これらの資質・能力を身に付けることが重要となり、膨大な情報から何が重要かを判断する力も求められ、そのためにICTを効果的に活用する力の育成も必要となっている。

さらに、特別支援教育のための体制や在留外国人の増加による日本語指導体制の整備、経済的困窮家庭の子どもへの支援等に加え、いじめ、不登校、児童虐待、児童生徒による暴力などの課題は、複雑化・多様化し、より解決が困難となっている。これらの課題へ対応するには、教職員の資質向上と目と心に届く適正な配置、さらには関係機関との連携充実を図るなど、学校としての機能をより強化し課題の克服を図ることが必要である。

このような状況の中、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は、10年以上新たな定数改善計画を策定せず、学校の指導体制も現状に即しているとは言い難い。教員側の課題としても、子どもたちの主体的学びを引き出すことや、ICT活用が不慣れな教員も多く、働き方改革への対応や、新型コロナウイルス等による感染症予防対策の観点からも、現在の体制・状況はふさわしいとは言えない。

よって,国においては,これら重要な課題の解決へ向け,下記の事項について早 急に対応するよう強く要望する。

記

- 1 公立小中学校の学級編制について、段階的に少人数化を進め、30人学級を実現させること。
- 2 諸課題へ対応するため、教職員のさらなる資質向上を図ること。
- 3 「チームとしての学校」を着実に実施するための、体制の構築を進めること。
- 4 当面の措置として、公立小中学校における密接・密集状態の回避等、感染防止のために必要な環境を整備すること。
- 5 これらに係る法整備と予算措置を、国が責任を持って行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年9月29日

宇都宮市議会

内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 衆・参両院議長